

## 総務省テレワーク推進計画の概要

～2020 年度までを視野に入れた総務省におけるテレワーク推進計画～

### 1 基本理念・目標

- 2020 年度までに、業務の性質上、テレワークの実施が不可能な業務を除き、テレワークを勤務形態の一つとして定着させ、必要な者が必要な時に当該勤務を本格的に活用できるようにする。
- 原則として管理職員は年 2 回以上、未就学児や介護を要する家族がいる職員は月 1 回以上のテレワークを平成 27 年度から実施する。
- 国会業務や窓口業務などテレワークが困難な業務を担当する職員以外においては、平成 32 年（2020 年）までに週 1 回の利用を目指す。

### 2 具体的な取組方策

#### ○ 総務省テレワークウィークの実施

平成 27 年度から 7 月中の特定の 1 週間を「総務省テレワークウィーク」と定め、本省を中心にできる限り多くの職員へ積極的なテレワーク利用を促す。

#### ○ 「チーム型」のテレワークの実施

従来、登庁が求められてきた会議、打合せ等についてもテレワークを活用。

#### ○ テレワークの利便性を向上させるための制度面・システム面の見直し

- ・ 午前のみ、午後のみテレワークが可能（休憩時間を利用した通勤制度）
- ・ フレックスタイム導入などの機会を捉え、テレワーク制度見直しを推進
- ・ USBシンクライアント、コミュニケーションツールの導入・拡大
- ・ 専用業務システムのテレワーク対応、サーバの個人使用領域容量の拡大等

(以上)

# 総務省テレワーク推進計画

平成 27 年 6 月 5 日  
総務大臣決定

政府方針である「国家公務員テレワーク・ロードマップ」（平成 27 年 1 月 21 日：各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）が定められ、2020 年度までを視野に入れた各府省等におけるテレワーク推進計画を策定することとされたことを受けて、総務省における本計画を定める。

## 1 基本理念・目標

### (1) 2020 年度末におけるテレワークに係る基本理念

総務省の女性職員の活躍と職員のワークライフバランスを強力に推進するため、2020 年度までに、業務の性質上、テレワークの実施が不可能な業務を除き、テレワークを勤務形態の一つとして定着させ、必要な者が必要な時に当該勤務を本格的に活用できるようにする。

### (2) テレワーク実施率に係る目標

総務省の職員数は、本省約 2,800 人、地方支分部局約 2,200 人である。平成 25 年度の国家公務員全体のテレワーク実績人数の割合は約 0.1%（161 人）であるところ、総務省では、平成 26 年以降の取組で利用が順調に拡大しており、平成 26 年度は約 7%（348 人）に上昇している。この内訳を見てみると、本省では 12.2%、地方支分部局では 0.3%となっており、本省レベルでは相応の成果を残したところである。

今後も、テレワーク推進に関する霞ヶ関のトップランナーとして各府省を牽引するため、後述の「総務省における女性職員活躍とワークライフバランス推進のための取組計画」（以下「取組計画」という。）で示した、原則として管理職員は年 2 回以上、未就学児や介護を要する家族がいる職員は月 1 回以上のテレワークを平成 27 年度から実施する。

また、国会業務や窓口業務などテレワークが困難な業務を担当する職員以外においては、平成 32 年（2020 年）までに週 1 回の利用を目指す。

## 2 具体的な取組方策：ステップ1

### ～省内推進体制の整備と現行制度・システム下での取組推進～

#### (1) 省内におけるテレワーク推進体制の整備

##### ① 府省等内におけるテレワーク推進体制

総務省では、平成26年3月、総務副大臣を顧問、大臣官房長を委員長とする「家庭・子育て・仕事の両立推進委員会」を設置。さらに同年11月に総務大臣政務官を座長とする「総務省いきいきパパ・ママPT」を立ち上げ、すべての職員が、安心して、結婚・出産・子育てと、仕事とを両立できるような環境の整備に取り組んでおり、テレワークの利用を始めとした働き方改革を進めているところである。

省内のテレワーク環境の整備・推進については、制度面からは大臣官房秘書課が、省内LANなどのシステム面からは大臣官房企画課情報システム室がそれぞれ担当しているが、今後も「家庭・子育て・仕事の両立推進委員会」の下、両課が連携して行う。

##### ② 省内におけるPDCAサイクル体制

取組計画の状況については、毎年度1回、フォローアップし、家庭・子育て・仕事の両立推進委員会に報告することとしているところである。テレワークの利用状況については、そのような機会以外においても、筆頭課長会議に報告するなどしてテレワークの利用を推進していく。

#### (2) 現行制度・システム下での取組推進

##### ① テレワーク導入に向けた積極的取組

総務省職員を対象としたテレワークは、平成17年1月から試行的にスタートさせ、平成18年10月に育児・介護に携わる職員に限定した上で本格的に実施し、平成19年5月には霞ヶ関中央合同庁舎2号館勤務の課長補佐級以下であれば、育児・介護に携わる職員でなくても利用することを可能とした。

## ② より使いやすくするための制度面での見直し

テレワークの利便性を向上させ、さらなる利用の推進を図るため、平成 26 年 8 月に実施要領を大幅改正して、管理職・地方支分部局職員を含む総務省全職員に対象者を拡大した。さらに、平成 27 年 4 月の実施要領等の改正においては、休憩時間を利用して職場と自宅間を移動し、午前のみ又は午後のみテレワークを利用することができるようにした。

今後も、来年度からの導入が検討されている、国家公務員に対するフレックスタイム制度など、勤務時間制度改正等の機会を捉えて、テレワーク利用推進のための制度見直しを積極的に行う。

## ③ より使いやすくするためのシステム面での見直し

現行の総務省 LAN において、改善を順次実施している ところである。  
実施予定のものも含め、改善内容は下表のとおりである。

平成 25 年 4 月	在席状況確認、チャット、Web テレビ会議の機能を備えたコミュニケーションツール (L y n c) を導入
平成 26 年 5 月	テレワーク時に自宅に持ち帰る職場 PC の自宅無線 LAN への接続機能を導入
平成 26 年 7 月	高いセキュリティの下、職場 PC を持ち帰らずとも自宅 PC から職場内のシステムに接続できる機能 (以下「USB シンククライアント」という。) を導入
平成 27 年 3 月	コミュニケーションツール (L y n c) の Web テレビ会議機能を拡充 (100 人同時参加、省外からの会議参加、資料の共有・編集)
平成 27 年 4 月	USB シンククライアントを 100 本から 200 本に増加
平成 27 年 4~5 月	統計局・政策統括官 (統計基準担当)、総合通信局等の職場 PC を軽量化 (それ以外の部局は軽量化済)
平成 27 年 5 月	職場 PC 内蔵のアンテナを用いることにより、自宅無線 LAN に接続するためのアダプタを不要化
平成 27 年度上半期	総合通信局の総合無線局監理システム (PARTNER) について、平成 27 年度上半期に外部接続を可能化

### 3 具体的な取組方策：ステップ2

～総務省テレワークウィークの実施、「チーム型」のテレワークの試行、システム面のさらなる整備～

#### (1) 総務省テレワークウィークの実施

##### ① テレワーク機運のさらなる醸成

総務省におけるテレワーク機運のさらなる醸成と、他省庁や民間への波及効果を期待して、平成27年度から7月中の特定の1週間を「総務省テレワークウィーク」と定め、本省を中心にできる限り多くの職員へ積極的なテレワーク利用を促す取組を実施する。

##### ② 実施方法

これまで比較的テレワークに積極的に取り組んできている部局においては、テレワークウィーク期間中に課室単位に多数の職員がテレワークを利用可能な特定の日を設定するなどによって、できる限り多くの職員がテレワークを利用できるよう促す。

他方、消防庁など業務内容によっては、テレワークの利用が難しい部局もあるため、そのような部局では、例えば課内で少なくとも1人はテレワークを実施するなど、まずはテレワークを利用してもらうことから始める。

#### (2) 「チーム型」のテレワークのモデル試行

既に整備しているコミュニケーションツール（L y n c）について、講習会の開催やメールマガジンの配信等により周知し、「チーム型テレワーク」を積極的に推進する。平成27年度前期にモデル的な試行を行い、課題を整理した上で改善方策を検討する。

#### (3) システム面での整備スケジュール

##### ① 現行の府省等内 LAN 等の更改スケジュール

総務省 LAN については、平成27年度に検討を進め、平成28年度に調達・構築を行い、平成29年4月に更改することを予定している。

## ② 外部アクセス機能の整備・強化の検討

次期 LAN 更改においては、サーバの個人使用領域の容量を拡大するなど、システム環境の整備を更に進める。その際、セキュリティの確保に留意する。

## 4 具体的な取組方策：ステップ3

### ～本格的活用によるテレワーク利用者の拡大～

総務省では、平成 26 年 8 月以降、条件付任用期間の職員（採用後 6 か月までの職員）を除く全ての常勤職員を、勤務地や役職に関係なく、テレワーク実施の対象者としているが、実際に実施した職員は、国家公務員全体の実施率である約 0.1%（平成 25 年度）より高いものの、約 7%（平成 26 年度）にとどまっている。

このため、取組計画に掲げた施策を継続するとともに、平成 27 年度から本省テレコム部局を中心に実施するチーム型のテレワークの検証結果を踏まえ、必要な改善や周知を図り、順次、本省全体や地方支分部局への拡充を進めることで、従来、登庁が求められてきた会議、打合せ等についてもテレワークを活用する。

これらによって、業務の性質上、テレワークの実施が不可能な業務を除き、テレワークを勤務形態の一つとして定着させ、必要な者が必要な時に当該勤務を本格的に活用できるようにし、平成 32 年度までに、国会業務や窓口業務などテレワークが困難な業務を担当する職員以外の職員は、週 1 回のテレワーク利用を目指す。

(以上)